

1 【16-3 補助開始の審判申立事件 同意なく却下】

---

2 平成28年(家)第××号 保佐開始の審判申立事件【注1】

3 平成28年(家)第○○号 代理権付与申立事件

4 平成28年(家)第△△号 同意権付与申立事件

5 審 判

6 住 所 A県B市D町×丁目××-×A棟

7 申 立 人

8 本 籍 E県F市G町×丁目××番地

9 住 所 H県I市J町×丁目×番×号

10 本 人

11 昭和3年7月×日生

12 主 文

13 1 本件申立てをいずれも却下する。

14 2 手続費用は申立人の負担とする。

15 理 由

16 第1 申立ての趣旨

17 1 本人について補助を開始する。【注2】

18 2 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付  
19 与する。

20 3 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に關  
21 する行為を除く。）をするには、その補助人の同意を得なければならない  
22 い。

23 第2 当裁判所の判断

24 1 補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならないところ（民

1 法 15 条 2 項) , 一件記録によれば、本人が補助開始について同意しなかつ  
2 たことが認められるので、本件につき補助開始の審判をすることはでき  
3 ない。

4 2 よって、本件申立てはいずれも理由がないから、主文のとおり審判す  
5 る。

6 平成 28 年 9 月 × 日

7 I 家庭裁判所

8 裁判官 ○ ○ ○ ○

9 (別紙) いずれも省略

10 \_\_\_\_\_

11 【注 1】鑑定の結果等を受けて申立人が申立ての趣旨を変更した場合は、事件名のところ  
12 に括弧書きで「(申立ての趣旨変更後 補助開始の審判申立事件)」などと記載してい  
13 る審判例もある。

14 【注 2】申立ての趣旨に変更があった場合の記載方法について、司法研修所「10訂民事  
15 判決起案の手引」33頁参照。